

申第28号「年次有給休暇を失効させないための努力義務」に関する申し入れに対して窓口回答

2018年度も残りあと2ヶ月となった1月31日、何度も年次有給休暇を申請しても会社からの度重なる時季変更権の行使により、全社的に年次有給休暇が失効するおそれがある社員（組合員）が存在している。これは重大な問題であり、事態は深刻であることから、年次有給休暇が失効してしまうような事態になったのは会社にあるので、会社が責任をもって全ての年次有給休暇を付与するように、会社に申し入れをしました。

3月5日、会社はこの申し入れに対して、窓口回答をしました。

申し入れと会社回答

2018年度も、あと2ヶ月で終わろうとしているが、全社的に、年度内に年次有給休暇が失効するおそれがある組合員が存在する。年次有給休暇が失効しそうな組合員は、これまで繰り返し年次有給休暇の申請をしてきた。しかし、度重なる会社の時季変更権により、年度内で年休が失効する事態とされた。もし、組合員の年次有給休暇が失効するような事態になった場合は、会社にある責任がある。そのような事態にならないように、会社が責任をもって全ての年次有給休暇を付与するよう、下記の通り申し入れる。

記

1. 会社は、社員の年休が失効しないようにすること。

年次有給休暇の時季指定に対しては、会社は事業の正常な運営を妨げる場合に適切に時季変更権を行使しているものであり、現在の取り扱いを改める考えはない。

2. 年休が失効しそうな社員に年休の申請を促し、年休を発給すること。

年次有給休暇の時季指定は、社員の意思により行うものと考えており、そのような考えはない。

3. 休日予定日を年休にし、労働日を本人の同意を得て休日指定＝「休日出勤」を行ったように勤務処理すること。

会社としては、年休を確実に取得することがもっとも大切であると考えている。当社では世間水準を大きく上回る年休が取得されており、そのような対応を行う考えはない。

4. 早急に十分な要員を確保すること。

要員の配置については、年休取得も考慮して行っている。但し、業務波動や社員個々の時季指定の状況により、時期によっては年休を取得しづらい場合もあり得ることは承知されたい。

以 上